

豊川市収入保険加入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の経営安定化に資するため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する愛知県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入した農業者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市収入保険加入支援補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険料 全国農業共済組合連合会事業規程（以下「事業規程」という。）第11条に規定する保険料をいう。
- (2) 事務費 事業規程第13条に規定する事務費をいう。
- (3) 保険期間 事業規程第5条に規定する保険期間をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、収入保険（個人にあっては保険期間が令和3年1月1日から令和6年12月31日までのものに、法人にあっては保険期間の初日が令和2年12月1日から令和6年11月30日までの間に属するものに限る。）に加入する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行うものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 市内に住所を有する者（法人にあっては本店又は主たる事務所を市内に有する者）
- (2) 事業規程第4条第1項に規定する保険資格者に該当する者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が負担する保険料の額の3分の2に相当する額及び事務費の額の合計額とする。ただし、20万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、保険料及び事務費の額が決定した後速やかに、市長に対し補助金の交付の申請を行うものとする。この場合において、申請者は申請を愛知県農業共済組合長(以下「組合長」という。)に委任しなければならない。

2 前項の規定による申請の様式は、豊川市収入保険加入支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)とする。

3 第1項の規定による申請者から組合長への申請の委任は、申請者が署名した委任状(様式第2号)を組合長へ交付することにより行うものとする。

4 組合長は、委任状を申請書に添付して市長へ提出しなければならない。

5 規則第13条に規定する実績報告は、申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市収入保険加入支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した日から起算して、8日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第6条第1項の規定による通知を受けた日から起算して、1月以内に豊川市収入保険加入支援補助金交付請求書(様式第4号)を

市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付の方法は、交付決定者が指定した口座への振込みによるものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市収入保険加入支援補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の豊川市収入保険加入支援補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。